



子育て支援の葛藤と専門職倫理に関する基礎的研究

亀崎, 美沙子

(Degree)

博士 (教育学)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8245号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008245>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

氏名 亀崎 美沙子
専攻 人間発達専攻
指導教員氏名 中谷 奈津子

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

子育て支援の葛藤と専門職倫理に関する基礎的研究

論文要旨

I. 本研究の背景と目的

本研究の目的は、保育者の職務構造から必然的に生じる子育て支援の葛藤の解決に向けて、①保育者の直面する子育て支援の葛藤の内実、②子育て支援の葛藤の解決に必要な保育者の専門職倫理の内容、③子育て支援における専門職倫理意識と関連要因、以上の3点を明らかにすることである。

保育者は法律上、保育と子育て支援という二重の職務を有している。そのために、子育て支援において“子どものために”“保護者のために”という思いの間で板挟みとなり、それぞれに対する対応の優先順位の判断やその妥当性の判断がつかず、葛藤を抱えることがある。このような子育て支援の葛藤は保育者の職務の構造上、誰もが必然的に直面する不可避の問題であり、子どもの最善の利益の保障が困難な状況において顕在化することが指摘されている(亀崎, 2017)。したがって、その解決の手立てを見出すことができなければ、結果的に子どもの最善の利益が損なわれるおそれがある。

しかしながら、従来の子育て支援研究では、保育者の直面する子育て支援の葛藤の内実はまだ明らかにされていない(亀崎, 2021)。実際に保育者はどの程度子育て支援の葛藤に直面しているのか、またそれはどのような性質のものなのであろうか。子育て支援の葛藤の内実に即した解決の手立てを検討するためには、これらの詳細を明らかにする必要がある。また、諸外国における保育専門職の葛藤の解決への取り組みからは、子育て支援の葛藤の解決には専門職倫理を判断基準として活用することの有効性が見て取れる。しかしながら、わが国においては保育者の専門職倫理は十分に整備されていない。このことを踏まえれば、子育て支援の葛藤の解決のためには、判断基準としての専門職倫理の内容を明らかにすることが必要である。あわせて、その活用に向けて、子育て支援における保育者の専門職倫理意識の実態を把握し、これを高めるための手立てを検討することが必要である。

そこで本研究では、職務の二重性を有する保育者が現実に直面する子育て支援の葛藤の内実を明らかにし、その解決の手立てとしての専門職倫理の内容および保育者の専門職倫理意識について検討を行った。

II. 研究の概要

第1章

第1章では、わが国の保育者が直面する子育て支援の葛藤と、その解決の手立てとしての専門職倫理に関する課題について検討を行った。その結果、1) 諸外国における保育専門職の葛藤に関する議論では、その解決策として専門職倫理の整備と活用が行われていること、2) 諸外国の倫理綱領と比較すると、わが国の倫理綱領には専門職としての価値の不明瞭さや倫理的責任の対象の曖昧さ、行動規範の不足等の課題があることが明らかとなった。

以上の結果からは、子育て支援の葛藤の解決には専門職倫理の活用が有効であると考えられた。しかしながら、わが国の保育者の倫理綱領には課題が多く、子育て支援の葛藤の解決に活用することは困難な状況にあった。

第2章

そこで第2章では、わが国における子育て支援の葛藤と専門職倫理に関する先行研究レビューを通して、子育て支援の葛藤の解決に向けた課題について検討を行った。第1節では子育て支援の課題・困難および葛藤に関する先行研究レビューを行い、1) 子育て支援の課題や困難に関する先行研究は、保育所保育指針の告示化および保育士養成カリキュラムの改定によって増加しており、その内容は子育て支援の負担感に関する議論から子育て支援の方法を模索するための議論へとシフトしていること、2) 子育て支援の葛藤に関する先行研究は、事例研究による仮説生成の段階にあり、量的調査による実態把握も解決策の検討も行われていないことを明らかにした。第2節では、保育者の専門職倫理に関する先行研究レビューを行い、1) 保育者の専門職倫理に関する議論は全国保育士会倫理綱領の策定以降に開始されており、研究論文の数が顕著に少ないこと、2) 先行研究はアメリカのNAEYC倫理綱領の策定過程とその活用方法の把握が中心であること、3) 近年になって専門職としての価値に関する議論が開始されているものの、専門職倫理の内容に関する検討はなされていないことを明らかにした。

以上の結果からは、子育て支援の葛藤の解決には①諸外国で行われたように、保育者が現実に直面している子育て支援の葛藤に関する事例を収集し、その内実を明らかにすること、②子育て支援の葛藤の解決に活用可能な専門職倫理の内容を明らかにすることが必要であると考えられた。

第3章

そこで第3章では、保育者の抱える子育て支援の葛藤の内実を明らかにするために、保育者を対象としたアンケート調査を行い、383名の回答データをもとに「葛藤頻度」「葛藤類型」「葛藤内容」の3点から分析を行った。その結果、1) 回答者の約7割が日常的に子育て支援の葛藤に直面していること、2) 子育て支援の葛藤において、保育者は“子どものために”との思いをより優先していること、3) 子育て支援の葛藤は保護者とのかわりそれ自体よりも、子どもの保育をめぐるより頻繁に生じる傾向にあること、4) 保育者がとらえた子育て支援の葛藤には、保育者自身の「困り感」が1割強含まれていることが明らかとなった。

以上の結果からは、子育て支援の葛藤は①倫理的ジレンマや保育者自身の困り感など、多様な性質のものを含む可能性があること、②個人的価値観や感情、保護者との関係悪化への懸念、倫理的責任の対立等、多様な背景によって生じていること、③子育て支援において生じる悩みを、職務の二重性から生じる葛藤として認識することには困難があること等が把握された。以

(氏名 亀崎 美沙子, No. 3)

上のことから、子育て支援の葛藤の解決のためには、その背景にある問題の性質を特定し、倫理的ジレンマを解決するための仕組みと、その判断基準としての専門職倫理の整備と活用が必要であると考えられた。

第4章

そこで第4章では、保育所保育指針の分析を通して、子育て支援にかかわる保育者の専門職倫理の内容について検討を行った。その結果、1)「保護者に対する倫理的責任(以下、保護者倫理)」として①プライバシーの保護、②受容、③自己決定の尊重、④意図の説明、⑤個別配慮、⑥関係機関との連携、⑦社会資源の把握、⑧子ども理解の促進の8項目が含まれていること、2)「子どもに対する倫理的責任(以下、子ども倫理)」として①子どもの最善の利益の考慮、②プライバシーの保護、③受容、④差別の禁止、⑤関係機関との連携、⑥多様性の尊重、⑦個別配慮、⑧主体性の尊重の8項目が含まれていることが明らかとなった。

子ども倫理および保護者倫理の比較結果からは、「子ども理解の促進」を除き、全ての項目を子ども倫理及び保護者倫理に含める必要があると考えられた。また、他の倫理綱領との比較結果からは、子ども倫理および保護者倫理の両方に「加害行為の禁止」を、保護者倫理には「保護者とのパートナーシップ」を新たに追加する必要があると考えられた。さらに、本章で明らかにした倫理的責任は、子育て支援の葛藤の解決において対応の方向性を明確化することに役立つことが確認された。

第5章

第5章では保育者がどの程度専門職倫理を重視しているのかを明らかにするために、アンケート調査を実施した。383名の回答データをもとに、保育者の専門職倫理意識の実態と関連要因について検討を行った。その結果、1)8項目の保護者倫理のうち半数が重視されていること、2)倫理知識をもつ保育者が少ないこと、3)保育経験の長い保育者や多様な家庭とのかかわりの経験をもつ保育者は多くの項目において専門職倫理意識得点が高い傾向にあるが、一部の項目では得点が低い傾向にあること、4)「指針倫理知識」をもつ保育者は多くの項目において専門職倫理意識得点が高い傾向にあるが、一部の項目では得点が低い傾向にあることが明らかとなった。

以上の結果からは、専門職倫理は倫理知識にもとづき自律的に遵守されているというよりも、外的規範や多様な家庭とのかかわりの経験によって、経験的に重視されるようになっていくものと考えられた。また、職務上の経験や組織風土によって、一部の専門職倫理は重視されにくくなることも示唆された。その背景には専門職倫理の内容それ自体の未整備や専門職倫理教育の不足があり、子育て支援の葛藤の解決のためには専門職倫理の自律的な遵守および実践上の活用を可能とするための専門職倫理教育が必要であると考えられた。

終章

終章では以上の結果を踏まえ、子育て支援の葛藤の解決に向けた課題として、以下の4点について考察を行った。

(1) 子育て支援の葛藤の背景にある問題の性質を特定するための仕組み

子育て支援の葛藤には質的に多様なものが含まれていた。したがって、その解決においては、まず、その背景にある問題の性質を見極める必要がある。そのための手立てとして、NAEYCの倫理綱領ガイドブック(Feeney & Freeman, 2018)が参考になると思われた。ここでは、

(氏名 亀崎 美沙子, No. 4)

倫理的ジレンマへの取り組みの第1段階として、保育専門職が直面する職務上の問題の性質を特定するために、①倫理問題、②法的責任の問題、③倫理的責任に関する問題、④倫理的ジレンマの4つを区別する手順が示されている。このモデルは保育専門職が職務において直面する様々な問題のうち、倫理的ジレンマとそれ以外の問題を区別するためのプロセスを提示するものである。しかし、子育て支援の葛藤には質的に多様なものが含まれることを踏まえれば、わが国においても葛藤の背景にある問題の性質を特定するために有用であると考えられた。

(2) 倫理的ジレンマを解決するための仕組みの構築

第3章の結果からは、保育者が直面する子育て支援の葛藤には倫理的ジレンマが含まれている可能性が示唆された。倫理的ジレンマはいずれの選択肢にも倫理的根拠があるためにその判断は困難となる。NAEYCの倫理綱領ガイドブックには、倫理的ジレンマの解決法が示されているが、このモデルは体系的かつ具体的なNAEYC倫理綱領の活用が前提となっている。しかしながら、わが国ではNAEYC倫理綱領のような体系的かつ具体的な専門職倫理は整備されていない。したがって、倫理的ジレンマの解決においても、保育者の専門職倫理の整備が不可欠であると考えられた。

(3) 専門職倫理の整備

以上の通り、子育て支援の葛藤の背景にある問題の性質を特定するためにも、倫理的ジレンマの解決策を検討するためにも、その判断基準としての専門職倫理の整備が必要である。少なくとも、わが国における職務の二重性から生じる子育て支援の葛藤の解決には、子どもや保護者に対して保育者がすべきこと、あるいはしてはならないことを明文化する必要がある。

本研究では保育者の「保護者に対する倫理的責任」および「子どもに対する倫理的責任」を明らかにし、これらが対応の方向性を明確化することに役立つことを確認した。しかしながら、子育て支援の葛藤や倫理的ジレンマの解決のプロセスにおいては、より具体的な行為の基準が必要であると考えられた。

(4) 専門職倫理教育の必要性

第5章の結果からは、専門職倫理は自律的に遵守されているというよりも、外的規範や多様な家庭とのかかわりの経験によって、経験的に重視されるようになるものと考えられた。また、職務上の経験や組織風土によって、一部の専門職倫理は重視されにくくなることも示唆された。さらに、専門職倫理に関する知識も、それを活用するための専門職倫理教育も不足していることが浮き彫りとなった。倫理的ジレンマに対する先進的な取り組みを行ってきたアメリカにおいても、保育者がNAEYC倫理綱領を認識していても園の方針に依存した判断を行う傾向があることが報告されており(French-Lee & McMunn, 2015)、専門職倫理を実践上の判断基準として活用するためには、そのための専門職倫理教育が必要であると考えられる。

しかしながら、保育者養成における専門職倫理教育では、一般的な「倫理」と「専門職倫理」が明確に区別されておらず、専門職倫理の活用法に関する教授もなされていなかった。その背景には保育者の専門職倫理の未整備と議論の不足があると考えられた。一方で、本研究結果からは多角的な保護者理解の視点の獲得が専門職倫理意識の向上につながる可能性も見出され、こうした視点の獲得を促す専門職倫理教育の有効性が示唆された。

III. 研究の成果と課題

本研究では、職務の二重性から生じる子育て支援の葛藤の解決に向けて検討を行った。その成果として①保育者が現実に直面している子育て支援の葛藤の内実を明らかにしたこと、②子育て支援にかかわる専門職倫理の内容を提示したこと、③専門職倫理教育の必要性を裏付けたことが挙げられる。一方で、本研究の限界として、調査対象がリーダー層の保育者に限定されたこと、専門職倫理意識の把握において子ども倫理を含めることができなかったことが挙げられる。今後は専門職倫理の体系化、倫理的ジレンマや専門職倫理教育プログラムに関する検討が必要である。

引用文献

- Feeney, S. and Freeman, N. K. (2018) *Ethics and the Early Childhood Educator: Using the NAEYC Code (Third Edition)*. NAEYC
- French-Lee, S. and McMunn, D.C. (2015) An Exploratory Qualitative Study of Ethical Beliefs Among Early Childhood Teachers. *Early Childhood Educ J*, 43, pp.377-384
- 亀崎美沙子 (2017) 「保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤—親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐって—」『保育学研究』55 (1) , pp.68-79
- 亀崎美沙子 (2021) 「保育士の子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点とその課題—子育て支援の課題および困難を手がかりに—」『十文字学園女子大学紀要』51, pp.81-94

論文審査の結果の要旨

氏名	亀崎 美沙子		
論文題目	子育て支援の葛藤と専門職倫理に関する基礎的研究		
判定	合格 不合格		
審査委員	区分	職名	氏名
	主査	准教授	中谷 奈津子
	副査	教授	木下 孝司
	副査	教授	岡部 恭幸
	副査	教授	北野 幸子
	副査	武庫川女子大学 教授	鶴 宏史
要 旨			
<p>本研究の目的は、保育者の職務構造から必然的に生じる子育て支援の葛藤の解決に向けて、①保育者の直面する子育て支援の葛藤の内実、②子育て支援の葛藤の解決に必要な保育者の専門職倫理の内容、③子育て支援における専門職倫理意識と関連要因を明らかにすることである。</p> <p>第1章では、諸外国においては保育専門職の葛藤の解決策として専門職倫理の整備と活用が行われていること、わが国の倫理綱領においては専門職としての価値や倫理的責任の対象の曖昧さ、行動規範の不足等の課題があることが明示された。</p> <p>第2章では、わが国における子育て支援の葛藤と専門職倫理に関する先行研究レビューを行った。子育て支援の葛藤に関する研究では、事例研究による仮説生成の段階にあり、量的調査による実態把握も解決策の検討も行われていないことが明らかとなった。一方、保育者の専門職倫理に関する議論では、研究論文の数が顕著に少なく専門職倫理の内容の検討には至っていないことが明らかとなった。</p> <p>第3章では、保育者の抱える子育て支援の葛藤の内実を明らかにするために、保育者を対象としたアンケート調査を行った。結果として、保育者の抱える子育て支援の葛藤は、倫理的ジレンマや保育者自身の困り感など、多様な性質のものを含む可能性があること、個人的価値観や感情、保護者との関係悪化への懸念、倫理的責任の対立等、多様な背景によって生じていること、子育て支援において生じる悩みを、職務の二重性から生じる葛藤として認識することには困難があること等が把握された。</p> <p>第4章では、全国保育士会倫理綱領、NAEYC倫理綱領、社会福祉士の行動規範</p>			

を手がかりに保育所保育指針及び同解説を分析し、子育て支援にかかわる保育者の専門職倫理の内容について検討を行った。その結果、「保護者に対する倫理的責任」8項目、「子どもに対する倫理的責任」8項目が抽出された。また本章で抽出された倫理的責任は、子育て支援の葛藤の解決において対応の方向性を明確化することに役立つことが考察された。

第5章では、アンケート調査の分析から、保育者の専門職倫理意識の実態と関連要因について検討を行った。分析の結果から、専門職倫理は倫理知識にもとづき自律的に遵守されているというよりも、外的規範や多様な家庭とのかかわりによって、経験的に重視されるようになるものと考えられた。また、職務上の経験や組織風土によって、一部の専門職倫理は重視されにくくなることも示唆された。その背景には専門職倫理の内容それ自体の未整備や専門職倫理教育の不足があり、子育て支援の葛藤の解決のためには専門職倫理の自律的な遵守および実践上の活用を可能とするための専門職倫理教育が必要であると考えられた。

終章では、これまで得られた結果を踏まえ、子育て支援の葛藤の解決に向けた課題について考察された。その内容は、子育て支援の葛藤の背景にある問題の性質を特定するための仕組み、倫理的ジレンマを解決するための仕組みの構築、専門職倫理の整備、専門職倫理教育の必要性についてである。保育者は、職務の二重性という職務構造の問題から葛藤を抱きやすい状態にあるものの、保育者が認識する子育て支援の葛藤には、単なる「困り感」や「倫理的ジレンマ」など質的に多様なものが含まれる実態にあること、保育者自身が問題の性質を見極めるためには判断基準となる専門職倫理の整備が求められること、それを実践上活用するために専門職倫理教育が必要となることが考察された。

以上を踏まえ、博士論文の5つの評価基準である「獨創性」「学術的価値」「実証性」「一貫性」「先行研究及び資料の適切な取り扱い」を充足していることが確認できた。

本研究は、保育者が抱える子育て支援の葛藤の内実を明らかにし、葛藤の解決の手がかりとなる子育て支援にかかわる専門職倫理の内容を提示した上で、専門職倫理教育の必要性を実証的に研究したものであり、子ども家庭支援、保育学、乳幼児教育学等について重要な知見を得たものとして価値ある集積であると認める。よって、学位申請者の亀崎美沙子氏は、博士（教育学）の学位を得る資格があると認める。

なお、学位申請者は、本論文に関わる査読付き学術論文を公表しており、博士学位申請に関わる参考論文等の要件を満たしている。

- (1) 亀崎美沙子 (2017) 保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤—親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐって—、保育学研究、第55巻、第1号、68-79
- (2) 亀崎美沙子 (2020) 保育所における子育て支援に関する保育士の専門職倫理—保育所保育指針における保護者および子どもに対する倫理責任に着目して—、保育者養成教育研究、第4号、23-33
- (3) 亀崎美沙子 (2021) 保育士が抱える子育て支援の葛藤の特徴とその課題—アンケート調査を通じた葛藤事例の分析から—、子ども家庭福祉学、第21号、23-36
- (4) 亀崎美沙子 (2022) 子育て支援における保育士の専門職倫理意識の実態と関連要因—「保護者に対する倫理責任」に着目して—、保育者養成教育研究、第6号（発行予定）